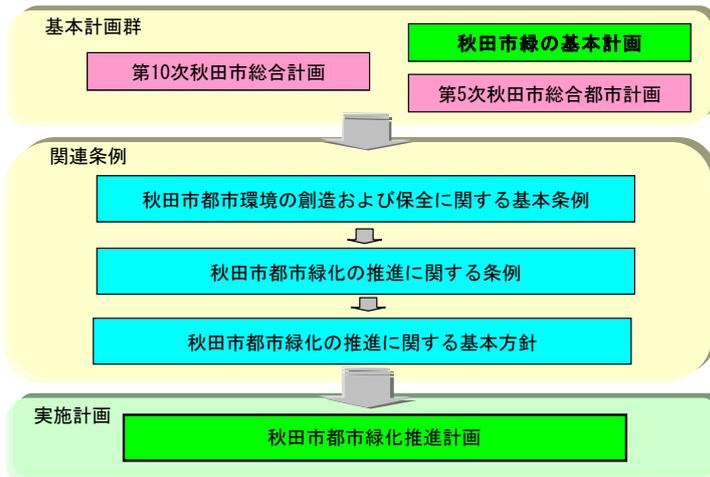


## 「秋田市緑の基本計画」の変更について

### 1. 「秋田市緑の基本計画」

「緑の基本計画」は、市町村がその区域内における緑地の適正な保全、緑化の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するためのマスタープランとして、平成 6 年に都市緑地保全法（現・都市緑地法）で法制化された制度であり、旧秋田市では平成 10 年 3 月に同計画を策定している。



また平成 14 年度には同計画の効率的な推進を目指し、関連 3 条例の設置により都市緑化を推進するための基本的事項の方向性を示すとともに、翌、15 年度末には、同計画のアクションプログラムである「秋田市都市緑化推進計画」を策定し、市民に広く公開している。

現在は同計画に基づき、具体的な個別事業の推進に努めている。



### 2. 「緑の基本計画」の見直しの必要性

現行計画策定後、平成 17 年 1 月の市町合併に伴う行政区域の拡大や同年 6 月の景観緑三法の制定による緑化推進制度の拡充など、同計画を取り巻く状況が著しく変化しており、新市域を対象とする同計画のフレーム調整に加え、新規制度の活用なども視野に入れた見直しが必要となっている。

### 3. 作業スケジュール

具体的には、同計画の策定は都市緑地法において総合計画や都市計画との整合はもとより、市民の意見の反映が義務付けられていることから、作業は、既存計画を有していない雄和地区の現況調査を踏まえ、全体調整に基づく計画草案を作成し、市民からの意見聴取を行なったうえで本会に提案し、19 年度末までには「秋田市緑の計画の変更計画」を策定したいと考えている。

